

調理師の皆様へ！

働いている調理師は、2年毎に就業届けを出すことが義務付けられています。
(調理師法第5条の2に規定)

近年、国民の食生活の多様化に伴って、食品等に関する知識と卓越した調理技術を持っている調理師の皆様方への期待は、益々高まってきております。

このため、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方の資質の向上を目的とする研修等の事業が円滑に実施できるよう、平成5年に調理師法の一部が改正され、就業する調理師の届出制度が創設されました。

この制度は、平成6年を初年度とし、以後2年毎に届出が必要とされるもので、今年がその年にあたります。一般社団法人岐阜県調理師連合会では、調理師法に基づいて岐阜県知事から指定を受け、この届出受理の業務を行うこととなりましたので、会員・非会員に関係なく飲食店等で就業している調理師の方は必ず届けていただくようお願いいたします。

- 次のところで調理師の業務に従事している調理師
 - ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、その他
- 令和4年12月31日現在の状況を書き込んで、令和5年1月15日までに最寄りの調理師会事務局又は一般社団法人岐阜県調理師連合会へ郵送にて必ず提出して下さい。
- 詳しくは、最寄りの調理師会事務局、(一社)岐阜県調理師連合会又は、保健所にお問い合わせ下さい。

<<岐阜県知事指定届出受理機関>>

高山調理師会 (仲谷宅) 〒506-0844 高山市上一之町 66	0577-32-7566	可茂調理師協会 (大脇携帯) 〒509-0206 可児市土田 4374-12	080-3651-3389
神岡調理師会 (事務局) 〒506-1161 飛騨市神岡町船津 1325-3	0578-82-1130	郡上調理師会 (事務局) 〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2	0575-65-5665
南吉城調理師会 (玉腰宅) 〒509-4234 飛騨市古川町老之町 14-5	0577-73-6669	伊奈波調理師協会 (事務局) 〒504-0838 各務原市那加不動丘 1-1	058-371-1806
益田調理師会 (中森携帯) 〒509-2203 下呂市森 64-7	090-4212-4866	岐阜市調理師連合会 (中井宅) 〒501-0454 本巣郡北方町高屋白木 1-35	058-324-2908
中津川調理師協会 (川本宅) 〒508-0004 中津川市高山 1180-6	0573-72-5068	羽島調理師協会 (事務局) 〒504-0838 各務原市那加不動丘 1-1	058-371-0716
恵那調理師協会 (岡田宅) 〒509-7203 恵那市長島町正家 1067-134	0573-25-8822	西濃調理師協会 (松浦携帯) 〒503-0916 大垣市日ノ出町 2-116-1	090-4166-1328
多治見調理師協会 (野島携帯) 〒507-0818 多治見市大畑町 5-156	090-5613-6164	(一社)岐阜県調理師連合会 (事務局) 〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-12	058-214-4100

岐阜県健康福祉部 生活衛生課 058-272-1986 (直通)

岐阜保健所	058-380-3003	可茂保健所	0574-25-3111
岐阜保健所本巣・山県センター	058-213-7269	東濃保健所	0572-23-1111
西濃保健所	0584-73-1111	恵那保健所	0573-26-1111
西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111	飛騨保健所	0577-33-1111
関保健所	0575-33-4011	飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111
関保健所郡上センター	0575-67-1111	岐阜市保健所	058-252-7194